

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省物流・自動車局から「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について、別紙のとおり通達が発出されました。

この度の改正は下記のとおりとなりますので、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく願いいたします。

記

[改正内容]

- ・2. (1)の事業計画変更認可の審査基準において、令和5年12月28日付けで従前除かれていた1. (9) (法令遵守)も含めるように改正した結果、本来適用すべきでない規模拡大に当たらないもの(路線や営業所の廃止等)も含む、事業計画変更全般について法令遵守の基準が適用されることとなったため、1. (9) (法令遵守)を含まない元の形に戻す。
- ・区域運行限定(試験免除)で許可を受けた乗合事業者が、路線定期・路線不定期の態様を追加する場合には法令の知識を確認する必要があることを明示する。

担当:業務部 松浦

TEL:03-3216-4014